

報道機関配付資料 安城市

件名 令和6年第4回安城市議会定例会提出
議案について

令和6年11月28日

令和6年第4回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

令和6年第4回安城市議会定例会提出議案

承認		
専決処分	1	本
議案		
条例改正	5	本
条例制定	3	本
補正予算	6	本
その他議案	1	本
報告		
専決処分	1	本
諮問	1	本
合計	18	本

【初日－17本】

承認

 専決処分について
 令和6年度安城市一般会計補正予算

条例の改正について

 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正
 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正
 安城市職員の給与に関する条例の一部改正
 安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

条例の制定について

 安城市職員の修学部分休業に関する条例の制定
 西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理
 に関する条例の制定
 西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業施行規程の制定

令和6年度補正予算について

 一般会計
 特別会計（3会計）
 企業会計（2会計）

その他議案について

 指定管理者の指定について（安城市虹の家）

報告

 専決処分について
 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解

【最終日－1本】

諮問

 人権擁護委員の推薦について

令和6年第4回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容													
1	議案番号	承認第 号												
	議案名	専決処分について												
	摘 要	<p>令和6年度安城市一般会計補正予算（第4号） 専決年月日 令和6年10月1日</p> <p style="text-align: right;">資料別添</p>												
2	議案番号	第 号議案												
	議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
	摘 要	<p>人事院勧告を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p>市議会議員の期末手当の改定</p> <table border="1" data-bbox="320 1473 1394 1675"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1.7月分 (支給済み)</td> <td>1.75月分 (現行1.7月分)</td> <td>3.45月分 (現行3.4月分)</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>1.725月分</td> <td>1.725月分</td> <td>3.45月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和6年度 公布の日（令和6年12月1日から適用） 令和7年度分以降 令和7年4月1日</p>		年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和6年度	1.7月分 (支給済み)	1.75月分 (現行1.7月分)	3.45月分 (現行3.4月分)	令和7年度以降	1.725月分	1.725月分
年度	6月期	12月期	年間支給月数											
令和6年度	1.7月分 (支給済み)	1.75月分 (現行1.7月分)	3.45月分 (現行3.4月分)											
令和7年度以降	1.725月分	1.725月分	3.45月分											

仮番	内 容													
3	議 案 番 号	第 号議案												
	議 案 名	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>パートタイム会計年度任用職員の報酬等について、一般職の常勤職員の給与に係る改定の取扱いに準じた改定を行うもの</p> <p>1 報酬及び期末手当の改定があった場合に遡及適用できるようにする。</p> <p>2 勤勉手当の支給割合に係る規定の整理をする。</p> <p>(施行日) 公布の日（1にあっては、令和6年4月1日から適用）</p>													
4	議 案 番 号	第 号議案												
	議 案 名	安城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告を踏まえ、特別職の職員で常勤のもの期末手当を改定するもの</p> <p>特別職の職員で常勤のもの（市長、副市長及び教育長）の期末手当の改定</p> <table border="1" data-bbox="320 1440 1394 1637"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1.7月分 (支給済み)</td> <td>1.75月分 (現行1.7月分)</td> <td>3.45月分 (現行3.4月分)</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>1.725月分</td> <td>1.725月分</td> <td>3.45月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和6年度 公布の日（令和6年12月1日から適用） 令和7年度以降 令和7年4月1日</p>		年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和6年度	1.7月分 (支給済み)	1.75月分 (現行1.7月分)	3.45月分 (現行3.4月分)	令和7年度以降	1.725月分	1.725月分	3.45月分
年度	6月期	12月期	年間支給月数											
令和6年度	1.7月分 (支給済み)	1.75月分 (現行1.7月分)	3.45月分 (現行3.4月分)											
令和7年度以降	1.725月分	1.725月分	3.45月分											

仮番	内 容	
7	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
	摘 要	<p>修学部分休業の制度を設けるもの</p> <p>1 休業できる期間等 3年を超えない範囲内において任命権者が適当と認める期間、通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。</p> <p>2 対象となる教育施設 (1) 大学（短期大学及び大学院を含む。） (2) 高等専門学校 (3) 専修学校 (4) 各種学校 (5) その他任命権者が定める教育施設</p> <p>3 休業中の給与 休業により勤務しない時間に応じて、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び初任給調整手当を減額する。</p> <p>※任期付職員、会計年度任用職員等は本制度の対象外</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>

仮番	内 容	
8	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
摘 要	<p>西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例で規定する施設の位置の表示を変更する。</p> <p>(1) 安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例で規定する桜井駅駐車場 「安城市桜井町新田 19 番地 18」→「安城市桜井町桜西 1 丁目 18 番地 8」</p> <p>(2) 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例で規定するさくら保育園 「安城市桜井町新田 20 番地」→「安城市桜井町桜西 1 丁目 2 番地 6」</p> <p>(3) 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例で規定する安城市桜井福祉センター 「安城市桜井町新田 20 番地」→「安城市桜井町桜西 1 丁目 2 番地 6」</p> <p>(施行日) 西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日</p>	

仮番	内 容	
9	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業施行規程の制定について
	摘 要	<p>西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業の施行に伴うもの</p> <p>安城南明治第三地区の土地区画整理事業の施行に関し、次のとおり定める。</p> <p>(1) 土地区画整理事業の名称 西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業</p> <p>(2) 施行地区 安城市御幸本町の一部</p> <p>(3) 費用の負担 事業に要する費用は、公共施設管理者負担金、国庫補助金、県負担金その他の負担金等を除き、施行者が負担する。</p> <p>(4) 土地区画整理審議会 委員の定数は10人（宅地所有者及び借地権者が選挙する者8人及び市長が選任する学識経験を有する者2人）とし、任期は5年とする。</p> <p>(5) 地積の決定の方法 次の地積の決定方法を定める。 ア 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積 イ 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積</p> <p>(6) 土地及び権利の評価 ア 評価員の定数は、3人とする。 イ 従前の宅地及び換地の価額の決定方法を定める。 ウ 所有権以外の権利の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額の決定方法を定める。</p> <p>(7) 清算 ア 換地計画において定める清算金の額の算定方法を定める。 イ 清算金の徴収及び交付の分割方法、延滞金等について定める。</p> <p>(施行日) 西三河都市計画事業安城南明治第三土地区画整理事業の事業計画決定の公告があった日</p>

仮番	内 容	
10	議案番号	第 号議案
	議案名	令和6年度安城市一般会計補正予算（第5号）について
	摘要	資料別添
11 ） 13	議案番号	第 号議案 ～ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市特別会計補正予算について
	摘要	次の3会計 国民健康保険事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第1号） 介護保険事業（第1号） 資料別添
14 ・ 15	議案番号	第 号議案 ・ 第 号議案
	議案名	令和6年度安城市企業会計補正予算について
	摘要	次の2会計 水道事業（第1号） 下水道事業（第1号） 資料別添

仮番	内 容	
16	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	指定管理者の指定について
	摘 要	<p>安城市虹の家の指定管理者の指定をするもの</p> <p>1 指定をする団体 株式会社H P S</p> <p>2 指定の期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日</p>
17	議 案 番 号	報告第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 481,680円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 令和6年4月1日 午後4時頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市弁天町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、相手方車両が市道を横断する側溝を通過したところ、側溝の破損により不安定に設置されていたグレーチング蓋が跳ね上がり、当該車両に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体底部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和6年10月25日</p>

